

令和4年第6回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和4年6月10日（金） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 13人

内田 浩明（会長）
古城 義郎（副会長）
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

欠席 福田 榮一

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 土山 美香
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第28号 荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱に基づく特例面積の適用について

議案第29号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について

報告第16号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第17号 許可不要転用届について

報告第18号 時効取得の届けについて

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和4年第6回総会を開催致します。本日は14名中13名出席ですので総会は成立しています。本日は議題5件、報告事項4件となっております。

議長 審議に入る前に、令和4年第5回総会 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請 受付番号1について、営農計画書を提出されることを条件として許可することとしましたが、地元の農業委員を含めて協議し、許可申請書に周辺農家と協力して耕作する旨を記載されていることから追加で営農計画書の提出を求めることは見送ることとしましたのでご報告いたします。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（貸出人）荒尾市樺の個人

（借受人）玉名郡長洲町梅田の個人

（土地の所在地）府本の畑、面積527㎡ 外1筆 合計553㎡

（貸出理由）労力不足

（借受理由）経営拡張

契約期間は令和4年6月15日から令和9年6月14日までの5年間で、賃料は10a当り年間10,000円です。借受人は市外で畜産の繁殖業を営まれています。借受人には令和3年6月及び令和4年5月に本申請地の付近の農地について所有権移転の許可をしております。現地の状況ですが、現在耕作をされておられません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号2

(貸出人) 玉名郡長洲町大字高浜の個人
(借受人) 玉名郡長洲町大字長洲の個人
(土地の所在地) 高浜の田、面積 3,451 m²
(貸出理由) 労力不足
(借受理由) 新規就農

借受人は市外の農業法人で 1 年間イチゴの栽培経験があり、新規就農をするために本申請地を借り受けるものです。契約期間は令和 4 年 6 月 13 日から令和 9 年 6 月 12 日までの 5 年間で、賃料は 1 筆当たり年間 400,000 円です。

現地の状況ですが、申請地に建つハウスでは 3 年前までトマトの栽培をされていましたが、現在は何も耕作されていません。借受人は現在イチゴ苗の栽培をしており、許可後にハウス資材の張替と、苗の定植をされる計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

申請内容が賃貸借権の設定であり、申請地は何も耕作されていないため、申請どおりに耕作をされれば何ら問題ないと思います。

議長 一部補足しますが、申請地は旧農地・水保全管理支払交付金を活用し管理してきた農地です。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 委員

申請地には立派なハウスが建っておりました。新規就農であり、農地の所有権移転を受けるよりも借りて耕作される方が良いかと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

7 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市万田の個人

(譲受人) 福岡県久留米市東櫛原町の法人

(土地の所在地) 万田の田、面積 639 m² 外 1 筆 合計 755 m²

(転用目的) 共同住宅で、第 3 種農地

申請地のうち 1 筆については昭和 49 年 5 月に農地法第 4 条に基づき道路を目的として許可をしておりますが、登記地目が農地のままであり今回他の用途に使用されることから本申請がなされているものです。

現地の状況ですが、周囲は宅地化しており、申請地に隣接して譲受人の関連会社の店舗が所在します。申請地への進入路として関連会社の所有地の一部を借用するものです。申請地には木造 2 階建て、5 世帯分の共同住宅 1 棟と、駐車場 10 台分及び駐輪場、通路として使用される計画です。給水は東側上水道より、生活雑排水・汚水は北側の下水道に接続、雨水は東側の溜枡に排水される計画で、周囲の農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 名古屋市瑞穂区大喜新町三丁目の個人 外 1 名

(譲受人) 天草市小松原町の個人
(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 832 m²
(転用目的) 太陽光発電設備で、第 3 種農地

申請地に太陽光発電設備を設置するにあたり、当初は譲受人以外の法人が経済産業省の認定を受けておりますが、その認定を譲受人に継承されるものです。

現地の状況ですが、現在は雑草や樹木が繁茂しておりますが、伐採等をされて太陽光発電設備を設置される計画です。隣接農地との間には段差があり申請地が標高は高いですが、隣接農地は耕作されていない状況です。申請地は太陽光発電設備の設置と、その他スペースとして使用される計画です。太陽光発電設備の設置のため給水は行わず、生活雑排水・汚水は発生せず、雨水は地下浸透及び南側側溝へ排水される計画であり、隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 栃木県下都賀郡壬生町幸町一丁目の個人
(譲受人) 荒尾市牛水の個人
(土地の所在地) 東屋形一丁目の畑、面積 243 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

申請地の西側隣接地 2 筆について、令和 4 年第 5 回定例会において宅地分譲を目的として農地法第 5 条に基づき所有権移転の許可をしております。

現地の状況ですが、周囲は宅地化しており耕作をされている農地はないものです。申請地は平成 22 年 2 月に共同住宅の建設を目的として農地法第 4 条に基づき転用許可をしておりますが、計画は実行されずに今回の申請に至ったものです。申請地は木造 2 階建ての一般住宅 1 棟と、駐車場 3 台分、庭等として使用される計画です。給水は市の上水より、汚水及び生活雑排水は下水道に接続、雨水は宅内浸透枡を設置して浸透処理する計画で、周囲の農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市増永の個人
(譲受人) 荒尾市荒尾の個人

(土地の所在地) 東屋形三丁目の畑、面積 429 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、周囲は住宅街であり、申請地は草が生え荒れた状態です。また、申請地と東側及び北側の隣地とは段差があり、申請地の方が標高が高い立地状況です。申請地には軽量鉄骨造平屋建ての一般住宅 1 棟と、駐車場 2 台分及び庭等として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は雨水桝から道路側溝へ排水、生活雑排水・汚水は下水道に接続する計画です。申請地周囲の必要箇所にはフェンスを設置される計画であり、周囲への影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市本井手の個人

(譲受人) 荒尾市本井手の法人

(土地の所在地) 本井手の田、面積 500 m² 外 1 筆 合計 805 m²

(転用目的) 納骨堂及び駐車場で、第 2 種農地

譲渡人は譲受人である法人の代表者です。登記上の所有者は譲渡人の父であり、同氏は亡くなっておりますが、譲渡人への相続登記がなされることが確かであることを遺産分割協議書により確認済みです。申請地のうち 1 筆については既に駐車場として使用されていることについて、残りの 1 筆については法人の敷地の一部として既に使用されていることについて始末書の添付がなされております。申請地の南側及び東側に農地が所在しますが、周囲の農地とは水路や段差により分断されているとみなし、第 2 種農地と判定しております。

現地の状況ですが、1 筆は既に駐車場として使用されており、残りの 1 筆は既存の納骨堂に隣接しております。申請地のうち 1 筆と農地以外の土地 1 筆とを合わせた事業地として木造平屋建ての納骨堂 1 棟の新築を行い、残りの 1 筆については参拝者用駐車場 8 台分及び通路として使用される計画です。給水の予定はなく、必要となれば上水より給水する計画で、汚水・生活雑排水の発生はなく、雨水は既存側溝へ排水される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 6

(譲渡人) 栃木県下都賀郡壬生町幸町一丁目の個人

(譲受人) 荒尾市日の出町の個人 外 1 名
(土地の所在地) 東屋形一丁目の畑、面積 243 m²
(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

本申請は議案書作成から総会までの間に申請人の申出を受け、譲受人の妻が増え 2 名の共同申請となっておりますので訂正をさせていただきます。申請地は当議案の受付番号 3 の申請地の北側隣接地です。受付番号 3 と同様に平成 22 年 2 月に共同住宅の建設を目的として農地法第 4 条に基づき転用許可をしておりますが、計画は実行されていないものです。

現地の状況ですが、周囲は宅地化しており、耕作をされる農地はないものです。申請地は一般住宅 1 棟と駐車場 2 台分及び庭等として使用される計画です。給水は上水道より、雨水は宅内浸透枡を設置して浸透処理、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画で周囲に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 7

(譲渡人) 荒尾市牛水の個人
(譲受人) 荒尾市荒尾の法人
(土地の所在地) 牛水の畑、面積 785 m² 外 1 筆 合計 1,490 m²
(転用目的) 資材置場で、第 3 種農地

申請地は譲受人である法人と同一の代表取締役が務める法人の事業地に 2 筆それぞれが隣接しています。

現地の状況ですが、申請地のうち 1 筆は、隣接する法人の事業地とは高低差がありますが、地形は変えずに利用される計画です。周囲に耕作をされる農地がありますが、農地側が標高が高いため影響はないと思われれます。残りの 1 筆は雑草や木が繁茂しておりますが、伐採をされるものです。申請地は資材置場及び通路等として利用され、譲受人である法人と申請地に隣接する土地を所有する法人とは関連会社であるため、養殖業の一連の作業を行う計画です。資材置場としての利用のため給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しないもので周囲の農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

譲受人が直営する共同住宅へ転用されるとのことです。申請地のうち 1 筆について、私有地であります。近隣住民の歩行用通路として使用されているため、転用事業について住民へ説明された方が、良い旨を申請者に助言しております。申請地の周囲は宅地化しているため、転用行為については問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 委員

申請地は長年耕作をされていない土地で、東側隣接地は農地であり管理のみされている状態です。申請地と東側隣接地との間には高低差があり、申請地側が標高が高いため、隣接地側に土砂等の流出が無いように対策をされるよう申請者へ伝えております。その他は問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

委員 申請地の周囲には民家があり、太陽光発電設備を設置されることで太陽光の反射等に対する苦情が想定されます。実際に問題となる事例も起きておりますが、本事業について近隣住民への説明はなされているのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、申請地の周囲には民家や幼稚園があります。申請書には、転用事業により周囲に影響を及ぼした場合には申請者により解決する旨が記述されていますが、着工前に近隣住民へ説明をされるよう改めて指導することとします。

委員 是非ともご配慮をお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 譲受人が天草市在住とのことですが、太陽光発電設備の設置以降の日常的な管理をどのようにされるかについて併せて確認をお願いします。

事務局 承知しました。

(総会以降の対応)

申請者と協議をし、着工前に近隣住民へ転用事業について説明をされることとする。また、設置以降の管理については譲受人から熊本市に事業所を持つ法人に依頼されることを確認する。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号3 委員

申請地は土地区画整理事業により住宅地として造成された場所ですので、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号4 委員

申請地は土地区画整理事業により住宅地として造成された場所で、周囲は住宅地ですので問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 5 委員

申請地のうち 1 筆は既に駐車場として使用されており、登記地目が農地であるとは知りませんでした。残りの 1 筆については譲受人である法人の事業地内にあり、周囲の農地への影響はないため問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

委員 申請地は既に駐車場及び事業地の一部として使用されていますが、使用を開始した時点から登記地目が農地であることを知っていたものか、それとも今回事業を行うことにより認識したのか、どのような経過でしょうか。

事務局 農地法を知らずに農地以外の状態で使用されていたもので、恐らく納骨堂の建設に伴う建築確認申請の際に、登記地目が農地であることから農地法に基づく許可を受ける必要があることが発覚したものだと思います。併せて駐車場として使用されている 1 筆についても申請がなされたものです。

委員 既存の納骨堂は農地を転用して建てられたものではないのですか。

事務局 農地を転用されたものではないです。

委員 本来は農地以外の目的で使用する時点で、農地法に基づく許可を受ける必要がありますが、認識が無かったのであれば仕方ない部分もあると思います。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号6 委員

受付番号3の隣接地であり、周囲は住宅地であるため問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号7 委員

申請地2筆は隣接する法人の事業地に隣接しており、周囲の耕作をされた農地は申請地よりも標高が高く、申請地は荒れた状態ですので事業地として使用される方がよいと思います。また申請地への通行は隣接する事業地側からのみできるものでした。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和4年6月15日公告予定です。今回が5回目の利用集積計画となっております。7件の受付で利用権設定の新規設定の5年の畑が2,582㎡、再設定の5年の畑が603㎡、再設定の5年の樹園地が9,033㎡、再設定の10年の田が4,954㎡、再設定の10年の樹園地が12,511㎡となっております。第1回からの合計は68,223.55㎡となっております。

1 件目

(貸し人) 玉名郡長洲町永塩の個人

(借り人) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の畑 面積 2,582 m²

利用目的は野菜で、期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、借賃は1筆当り12,500円です。

2 件目

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(借り人) 荒尾市菰屋の法人

(利用権を設定する土地) 牛水の畑 面積 603 m²

利用目的は野菜で、期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、借賃は1筆当り6,000円です。

3 件目

(貸し人) 荒尾市菰屋の個人

(借り人) 荒尾市川登の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の樹園地 面積 8,399 m²

利用目的は梨で、期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間、借賃は1筆当り400,000円です。

4 件目

(貸し人) 玉名郡長洲町梅田の個人

(借り人) 玉名郡長洲町高浜の個人

(利用権を設定する土地) 高浜の田 面積 3,418 m²

利用目的はミニトマトで、期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間、借賃は10a当り40,000円です。

5 件目

(貸し人) 荒尾市牛水の個人

(借り人) 荒尾市菰屋の法人

(利用権を設定する土地) 水野の田 面積 1,536 m²

利用目的は野菜で、期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間、借賃は1筆当たり23,040円です。

6件目

(貸し人) 玉名市天水町小天の個人

(借り人) 荒尾市高浜の個人

(利用権を設定する土地) 平山の樹園地 面積4,112㎡

利用目的はみかんで、期間は令和4年6月30日から令和14年6月30日までの10年間、借賃は10a当たり5,000円です。

7件目

(貸し人) 荒尾市野原の個人

(借り人) 荒尾市増永の個人

(利用権を設定する土地) 野原の樹園地 面積9,033㎡

利用目的は梨で、期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、借賃は10a当たり30,000円です。

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

委員 1件目について優良な農地の一帯にある申請地をよく借りられたと思います。

事務局 本件は樹園地の賃貸借契約を解約された農地を新規で借りるもので、解約の内容については後ほど報告事項においてご説明します。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 28 号 荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱に基づく特例面積の適用**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 28 号 荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱に基づく特例面積の適用についてです。農地付き空家バンク事業は令和 2 年度より開始しており、空家バンクに登録される空家と農地とを合わせて所有権移転を受けることで、農地取得の下限面積を特例的に 3,000 m²から 100 m²へと引下げるもので、今回で事業開始以降 3 件目の受付です。

(申請人) 埼玉県新座市野火止の個人 外 2 名

(土地の所在地) 川登の畑、面積 311 m²

申請地に隣接する空家バンク登録物件が建つ土地は、一部が農地であり倉庫が農地側に越境していたため、令和 3 年第 12 回総会において農地法第 4 条に基づき宅地拡張を目的とした転用について始末書添付のうえ許可をしております。空家バンクには住宅と倉庫が登録されております。

現地の状況ですが、農地は宅地側よりも標高が高く、定期的な除草などの管理がされております。

議案第 28 号 荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱要綱に基づく特例面積の適用については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員

申請地内には段差があります。付近で耕作をされる方に話を聞きましたが、かつて申請地付近の土地は隣接地との境界で揉めたことがあるそうで、境界を守り空家と合わせて売却出来るのであれば問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 29 号 農業委員会事務の実施状況等の公表**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 29 号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてです。本件は、農業センサス等の数値を基に農政係と共同で作成し、毎年公表しているものです。令和 4 年度最適化活動の目標設定については、県内振興局単位でヒアリング等が行われ、設定されたものです。また、令和 3 年度の目標に対しての活動の点検・評価や、利用状況調査の結果、農地法第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づく許可件数、農地賃借料等の HP への掲載状況等を、定められた書式に則り作成しております。本日審議していただいた後に県へ報告し、公表することとしております。近年進められる「見える化」の、農業委員会活動における先駆けとなるものです。

議案第 29 号 農業委員会事務の実施状況等の公表については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは農業委員会事務の実施状況等の公表について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による合意解約通知について 1 件

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 3 件

報告第 17 号 許可不要転用届について 1 件

報告第 18 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について 1 件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農地意向カードについて
- 農業委員会視察研修について
- 令和 3 年度農業委員会優良活動表彰の受賞に関する広報あらおへの記事掲載について
- 統計調査員による農林水産統計調査実施の周知について
- 農地利用状況調査の実施に関する広報あらおへの記事掲載について
- ため池ハザードマップの配布について
- 熊本県農地利用最適化推進大会の開催について
- 「のうねん」の配布について
- 熊本県農業会議総会及び会長事務局長会議への出席について
- 熊本県農業委員会女性委員の会玉名地方協議会役員会及び総会・研修会への出席について
- 活動記録簿の記載方法について

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これもちまして令和 4 年第 6 回総会を終了します。